

報 道 資 料

平成 27 年 6 月 26 日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2344

奈良県情報公開審査会の第 161 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第 159 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 27 年 6 月 24 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：道路交通関係法令違反取締り状況表（平成 22 年 1 月～12 月）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 所属別の取締り件数
イ 合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）
 - 不開示理由： 条例第 7 条第 4 号に該当
交通指導取締りの年間の活動水準等に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
条例第 7 条第 6 号に該当
交通指導取締りの年間の活動水準等に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 22 年の奈良県警察における道路交通関係法令違反の取締り件数等の一覧表である。当該一覧表には、県内各警察署等ごとの取締り件数等が、駐車違反、速度違反等の違反行為の種類別に記載されている。

2 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第 7 条第 4 号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 所属別の取締り件数

本件不開示情報のうち、所属別の取締り件数は、各警察署等ごとの違反行為の種類別取締り件数である。

諮問実施機関の説明によると、交通取締りは、各警察署等の管轄区内における交通違反及び交通事故の実情、住民の要望及び苦情、取締りに適した場所の有無等を勘案し、実施するものであり、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が反映されるとのことである。

そして、交通取締りにおける交通切符及び交通反則切符の対象となる交通違反は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 8 章に規定する罰則が適用されることから、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別が明らかになると、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

これらのことから、所属別の取締り件数は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当する。

(2) 合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）

本件不開示情報のうち、合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を

除く。)は、奈良県警察全体における速度違反の超過速度区分別の取締り件数等である。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、超過速度が七つに区分され、各区分別の件数等が記載されているが、その件数等の分布には一定の傾向が認められる。

前述のように、交通取締りにおける交通切符及び交通反則切符の対象となる交通違反は、道路交通法第8章に規定する罰則が適用されうることから、速度違反の取締り件数等の分布の傾向に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、速度違反の取締り件数等の分布の傾向が明らかになると、取締り件数の少ない違反行為を助長し、誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には合理性があると認められる。

これらのことから、合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件行政文書は統計資料の基礎資料であり、統計資料は公表されていることから、開示すべきであると主張する。

審査請求人が開示を求めているのは「高田警察署が発行した告知状況が分かる統計資料」であるところ、奈良県高田警察署において当該統計資料は発行されていないため、実施機関は、交通指導取締りに関することを所掌している交通部交通指導課で奈良県における交通指導取締りの状況を把握するために作成された本件行政文書を特定した。

本件行政文書は、必ずしも公表することを目的とするものではなく、また、統計資料として公表されている交通年鑑よりも詳細な内容を含んでいることから、審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

以上の事実及び理由により、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、当審査会は、実施機関の決定は妥当であると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月1日		
② 決定	平成23年	8月5日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成23年	9月7日		
④ 諮問	平成23年	9月22日		
⑤ 経過	平成27年	4月24日	第182回審査会	審議
	平成27年	5月27日	第183回審査会	審議
	平成27年	6月15日	第184回審査会	審議